

# 暗号資産に関する トラブルにご注意ください!

- 暗号資産は、日本円やドルなどのように国がその価値を保証している「法定通貨」ではありません。インターネット上でやり取りされる電子データです。
- 暗号資産は、**価格が変動する**ことがあります。暗号資産の**価格が急落し、損をする可能性**があります。

Point  
1

## 金融庁・財務局での登録の有無など、 暗号資産交換業者<sup>(※)</sup>の情報を確認しましょう

(※) 暗号資産と法定通貨の交換や、暗号資産同士の交換を行うサービスを提供する事業者、暗号資産の管理を行う事業者など

暗号資産交換業者は金融庁・財務局への登録が必要です。  
利用する際は、登録を受けていない事業者でないか、無登録業者として警告された事業者でないか、必ず事前に確認しましょう。

金融庁・財務局のホームページで確認してください。  
[https://www.fsa.go.jp/policy/virtual\\_currency02/index.html](https://www.fsa.go.jp/policy/virtual_currency02/index.html)



Point  
2

## マッチングアプリ等で知り合った人から 投資の勧誘を受けても安易に投資しない ようにしましょう

出会い系サイトやマッチングアプリ等をきっかけに「絶対もうかる」等と持ち掛けられて投資をした結果、返金されない・出金できないなどのトラブルが発生しています。慎重な判断が必要です。

詳しい内容を知りたい方はこちら

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_policy/caution/001/](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/caution/001/)



暗号資産を含む「金融サービス」  
に関するご相談

金融庁 金融サービス利用者相談室

**0570-016811** 平日10:00-17:00

※IP電話・PHSからは、03-5251-6811

「不審な電話」などに関するご相談

消費者ホットライン（局番なし）

**188**

※最寄りの消費生活センター等  
消費生活相談窓口へつながります。

警察相談専用電話

**#9110**



消費者ホットライン188  
イメージキャラクター「イヤヤナ」